第３章　まちの将来像

1. まちの将来像

本地区は、歴史的に邸宅が立地するなど良好な居住環境が形成されてきたことや、料亭があるまちとしてにぎわってきたことなどが現在のまちの土台となっています。基礎調査や、地域の皆さまの意見、将来を担う子どもたちの意見をもとにまとめた、まちの魅力・特性、課題等を踏まえ、本地区では、「交通利便性が高く、業務・商業地と住宅地が共存していること」「個性のある歴史と文化の伝承と日常の活発な地域活動」を大きな魅力と捉え、誰もが、安心して、緑を感じ、快適に住みながら、働きたくなる都市を目指し、「まちの将来像」を掲げます。

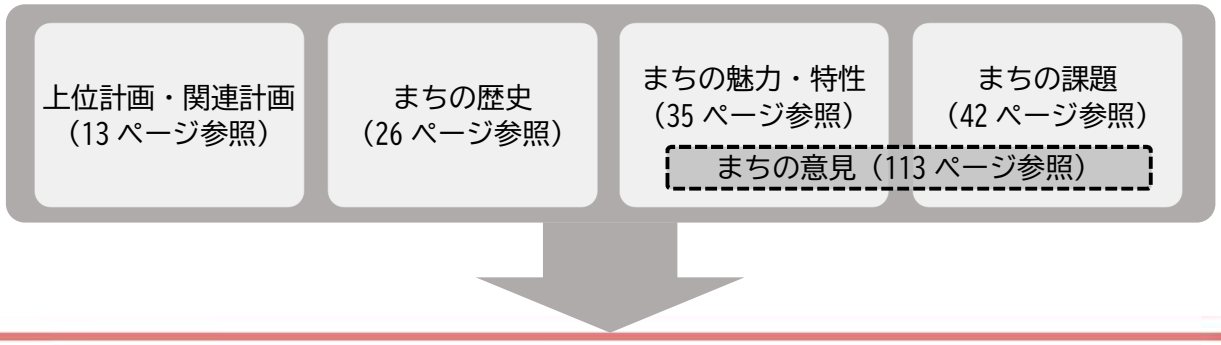

【まちの将来像】

歴史と文化を伝承し、活気にあふれる、
安全・安心な職住環境を育むまち　赤坂

2. めざすべきまちの姿

まちの将来像は、以下の三つのめざすべきまちの姿で構成されます。

まちの将来像

歴史と文化を伝承し、活気にあふれる、
安全・安心な職住環境を育むまち　赤坂

めざすべきまちの姿

職住近接等の多様なライフスタイルに対応した誰もが働きやすく住み続けられるまち

－赤坂中地区らしさ－

交通利便性が高く国際的なビジネスゾーンでもある本地区は、多様な人々が集まります。これらの人々の多様なライフスタイルに対応できるまちをめざします。

■駅に近接する業務・商業施設

赤坂の歴史・文化と日常の活動の場が共存する活気あふれるまち

－赤坂中地区らしさ－

この地に息づく歴史・文化を感じることのできるまちをめざすとともに、活発な日々の地域活動を推進し、にぎわいのあるまちをめざします。

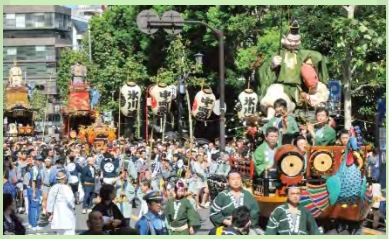

■伝統的なお祭り（赤坂氷川祭）

都市活動を早期に回復できる災害に強く安全・安心なまち

－赤坂中地区らしさ－

職・住・商業がある中枢の都市であるからこそ求められる、震災・都市型水害に強く、早期に回復できるエリア防災機能を有したまちをめざします。

■防災訓練

第４章　分野別
まちづくりの方針

1．分野別まちづくりの方針の役割と位置付け

（1）めざすべきまちの姿と分野別まちづくりの方針

三つの「めざすべきまちの姿」の実現に向け、第４章では分野別のまちづくりの方針を示します。まちづくりの方針は「港区まちづくりマスタープラン」に沿って「まちづくりの骨格となる分野」と「骨格となる分野と幅広く関わりのある分野」の合計八つの分野別に示します。それぞれの方針は、三つの「めざすべきまちの姿」と以下のように関係しています。

めざすべきまちの姿

職住近接等の多様なライフスタイルに対応した誰もが働きやすく住み続けられるまち

赤坂の歴史・文化と日常の活動の場が共存する活気あふれるまち

都市活動を早期に回復できる災害に強く安全・安心なまち

方針１　土地利用・活用
➡地域の個性を生かし、にぎわいと良好な居住環境が調和した魅力ある市街地の形成

方針２　住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯
➡多様な世代が安心して快適に住み続けられる生活環境の形成

方針３　道路・交通
➡安全で快適な歩行者中心の交通環境の整備とにぎわい空間における回遊性の向上

方針４　緑・水
➡地形や固有の緑を生かしたうるおいが感じられる空間づくり

方針５　防災・復興
➡災害に強い安全な都市の形成と地域が一体となったエリア防災力の向上

方針６　景観
➡地域資源である歴史・文化・地形を生かした魅力的な景観形成

方針７　脱炭素化・ＤＸ
➡環境にやさしいまちづくりと人にやさしいＤＸの推進

方針８　国際化・観光・文化
➡歴史・文化資源を生かしながら、新たな赤坂の魅力を発信する多様な人びとが集うまち

（2）分野別まちづくりの取組方針の一覧

【まちの将来像】
歴史と文化を伝承し、活気にあふれる、
安全・安心な職住環境を育むまち　赤坂

方針1　土地利用・活用
地域の個性を生かし、にぎわいと良好な居住環境が調和した魅力ある市街地の形成

①本地区の魅力・特性やにぎわいを向上させる業務・商業地の形成
②居住・業務、商業等が調和した落ち着きのある居住環境の形成
③まちの課題を解決する開発事業等の計画的な誘導
④まちの魅力を高めるオープンスペースの活用

方針２ 住宅･生活環境･地域コミュニティ･防犯
多様な世代が安心して快適に住み続けられる生活環境の形成

①赤坂の伝統や文化を生かした活気あふれる地域コミュニティの維持・発展
②都市における日常生活の安全・安心の確保
③多様な世帯が住み続けられる居住環境づくり

方針３ 道路・交通
安全で快適な歩行者中心の交通環境の整備とにぎわい空間における回遊性の向上

①利便性が高くバリアフリー対応の歩行者ネットワークの形成
②人にやさしく地域の実情に応じた交通環境の整備
③楽しく歩ける環境の整備

方針４ 緑・水
地形や固有の緑を生かしたうるおいが感じられる空間づくり

①特色のある地形や道路を生かした緑の軸の形成
②都市の中の緑豊かなオープンスペースの確保

方針５ 防災・復興
災害に強い安全な都市の形成と地域が一体となったエリア防災力の向上

①市街地の安全性・防災性の向上
②災害発生後における早期復旧が可能なエリア防災の推進

方針６ 景観
地域資源である歴史・文化・地形を生かした魅力的な景観形成

①本地区に息づく地形の特徴を生かした都市景観の形成
②まちの個性を感じられる街並みづくり

方針7　脱炭素化・DX
環境にやさしいまちづくりと人にやさしいＤＸの推進

①環境に配慮した交通環境の整備
②脱炭素に向けた取組の推進
③新たなニーズに対応するＤＸの推進

方針8　国際化・観光・文化
歴史・文化資源を生かしながら、新たな赤坂の魅力を発信する多様な人びとが集うまち

①地域に刻まれた歴史・文化資源の保全と回遊性の向上
②歴史・文化資源を生かした伝統的な活動の推進と新たな魅力の発信

調整ページ

2. 各分野別まちづくりの方針

方針 1 【土地利用・活用】地域の個性を生かし、にぎわいと良好な居住環境が調和した魅力ある市街地の形成

SDGsのゴールとの関係

本地区の魅力・特性やにぎわいを向上させる業務・商業地と、落ち着きのある緑豊かな居住環境が調和した、個性的で魅力ある複合市街地の形成を図ります。

現況

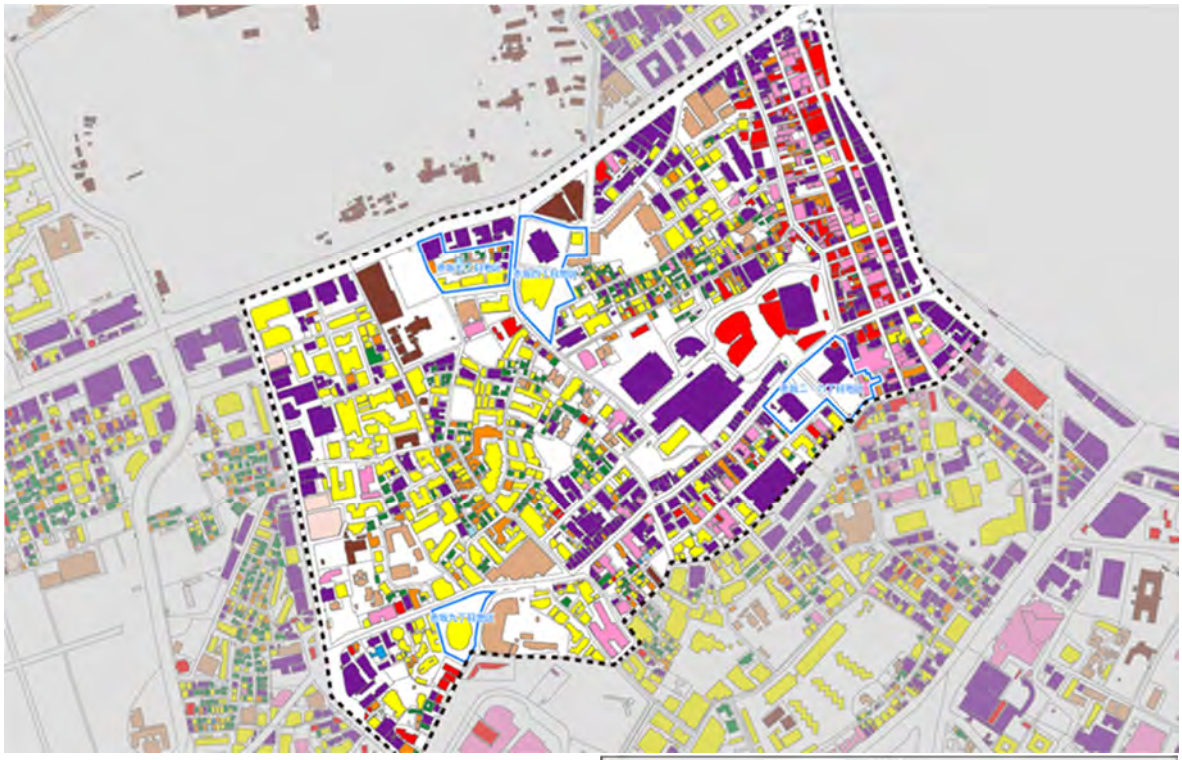

出典：港区土地利用現況図（令和３年度）を基に作成

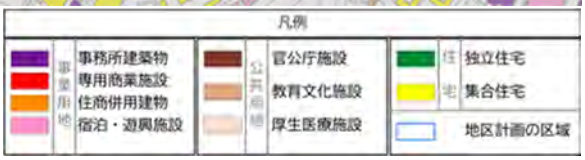

○本地区西側はおおむね武蔵野台地の高台に位置しています。本地区東側は標高が低くなっており、高低差が大きい地区です。

○商業地域である幹線道路沿い、商店街や赤坂サカス周辺の街区は、事務所や商業施設等の事業用地が多くなっています。一方で、住居系の用途地域が中心となった地区西側は、集合住宅を中心とした住宅用地が多くなっています。

○赤坂３丁目・５丁目は、８階以上の高層建物の割合が多いエリアとなっています。赤坂４丁目・７丁目は、３階以下の低層建物の割合が多いエリアとなっています。

取組方針

①本地区の魅力・特性やにぎわいを向上させる業務・商業地の形成

○開発事業等を契機に、駅前などの各拠点においては高度で複合的な業務・商業機能を集積させ、周囲のまちづくりにつながる高質な都市空間の形成を促します。

○本地区東側の赤坂見附駅周辺及び赤坂通り沿道では、地域の歴史や文化を生かした個性的で魅力ある商業空間づくりを促進します。

○それぞれの商店街は、歴史的・文化的背景による個性を持つ商店街です。これらの商店街では、街並みの統一感や連続性を考慮し、通りとしての一体感のあるにぎわいある商業地の形成を促進します。

②居住・業務、商業等が調和した落ち着きのある居住環境の形成

○起伏ある地形と斜面地に残る緑など、地域の個性を生かし、豊かな緑を保全しながら、歴史と風格が感じられる住宅地でのまちづくりを推進します。

○落ち着きのある居住環境を維持・保全していくとともに、誰もがくつろげるオープンスペースを形成していくため、開発計画の際には、公開空地などのオープンスペースの創出を促していきます。

③まちの課題を解決する開発事業等の計画的な誘導

○既成市街地における防災性の向上や旧耐震基準と考えられる高経年マンションの更新、道路の拡幅をはじめとした都市基盤の整備など地域課題の解決に向けたまちづくりを誘導していきます。

○地域の暮らしに不可欠な生活利便施設の整備など、生活拠点の形成に貢献する開発事業等の誘導を促進していきます。

事例紹介

開発事業等での都市基盤の整備の事例

赤坂四丁目薬研坂南地区第一種市街地再開発事業

○518 戸の住宅建設により定住人口の維持・回復を図るとともに、隣接地区と一体の地区計画により、街区を再編し、区画道路の拡幅整備とバリアフリーの解消につながる歩行者専用通路を新設しています。

○また、歩道状空地、広場の整備によって緑化空間の創出をしています。

［整備前］　［整備後］

▲事業により街区再編・都市基盤整備を実現

▲事業により創出された広場

④まちの魅力を高めるオープンスペースの活用

○開発事業等により創出されたオープンスペースや駅前広場、公園などにおいて、港区エリアマネジメント活動計画認定制度（※）の活用を促すなど、まちの魅力を高めるために、地域の多様な主体が参加するエリアマネジメント活動を促進します。

○開発事業等を契機にエリアマネンジメント団体と連携し、地元商店会等と連携した取組を行うことによってまち全体への面的なにぎわいを創出します。交流促進のためのイベントなどに取り組む際には、にぎわいが商店会や地元企業へ波及させるため、継続的に行うよう促します。

○道路に近接する民有地では、民有地と道路が一体となったウォーカブルなまちづくりを推進するため、照明や屋外コンセントなどの高質な空間を形成する施設の設置を促進します。

制度紹介

公共的空間の利活用

※港区エリアマネジメント活動計画認定制度

○本制度により、エリアマネジメント団体が公共的空間（公開空地等、道路、公園、児童遊園、緑地）を利活用することが可能となります。

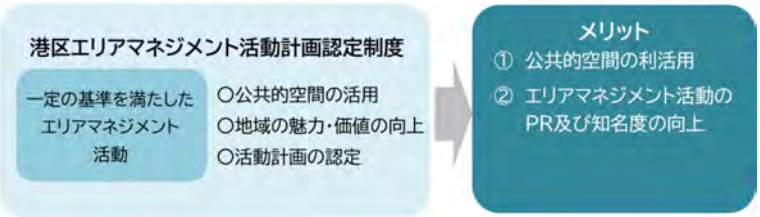

■出典：港区エリアマネジメントガイドライン　令和６(2024)年３月

港区エリアマネジメント活動計画認定制度／港区　QR code

▲公共的空間の利活用の例
（参考：赤坂インターシティ AIR）

事例紹介

開発事業等の地元組織等との連携

赤坂二・六丁目地区都市再生特別地区

○赤坂二・六丁目では、都市再生へ貢献する、駅まち一体となった開発事業が計画されています。

○地元組織等と連携した面的なにぎわいの創出を行う計画となっています。

▲イメージパース

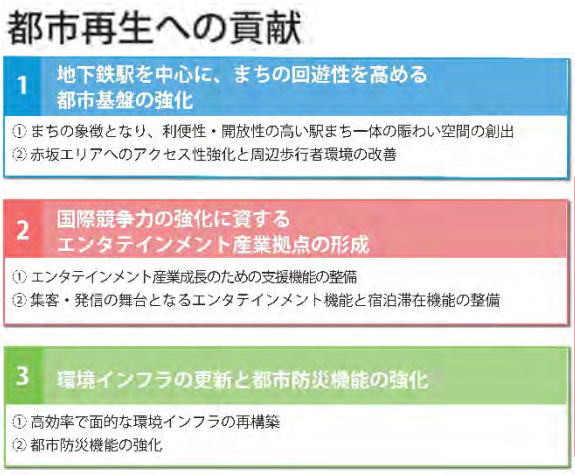

周辺施設や地元組織等と連携し、
エンタテインメントによる面的なにぎわいの創出

地元組織等と連携した取組のイメージ

周辺施設と連携した取組のイメージ

■出典：内閣府国家戦略特区第 19 回都市再生分科会配布資料
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/tokyoken/tokyotoshisaisei/dai19/shiryou.html

■方針図（土地利用・活用）

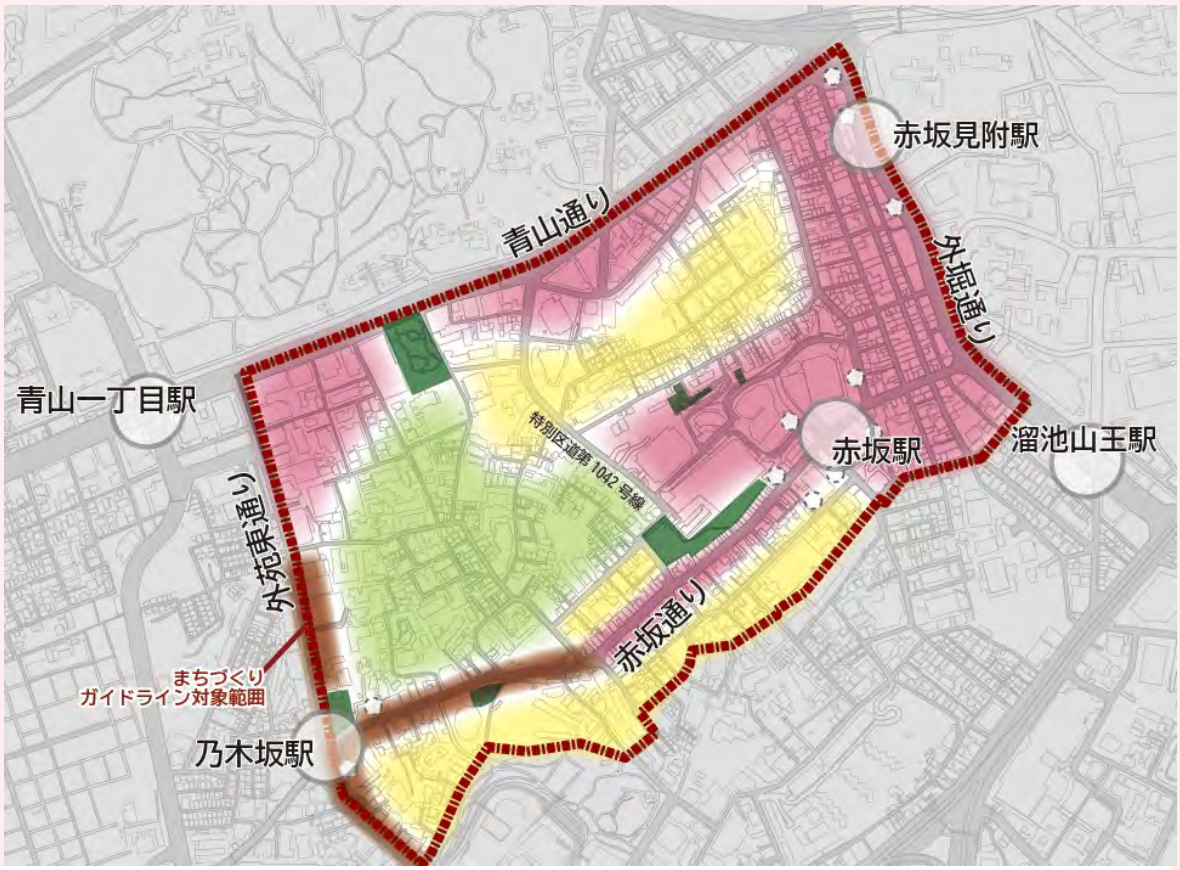

業務・商業等の集客機能中心の複合市街地
沿道の立地を生かした都市型複合市街地
多様なライフスタイルに対応できる複合市街地
落ち着きのある居住環境を有する住宅市街地
都市計画公園、公園、児童遊園
駅
駅出入口

[土地利用方針別の取組]

業務・商業等の集客機能中心の複合市街地

○業務、商業、文化・交流施設と居住環境が調和した複合市街地の形成を図ります。

○赤坂見附駅周辺及び赤坂通り沿道の商店街においては、居住機能のほか、特に地域の歴史・文化を生かした個性的で魅力ある飲食店等の商業機能を誘導し、にぎわいのある商業空間づくりを促進します。

○赤坂駅から赤坂見附駅周辺の商店街においては、南北方向だけでなく東西方向にも歩いて楽しい面的界隈性のあるまちの形成を目指します。

○青山通り周辺については、居住機能のほかに、都市の魅力やにぎわいを備えた商業・業務機能や文化・交流機能の土地利用を誘導し、周囲のまちづくりを誘発する高質な都市空間の形成を図ります。

○赤坂サカスの周辺では、居住機能のほかに、特にオープンスペースや良好な歩行空間、業務・商業や文化・交流機能を誘導し、エリアマネジメント活動など、国内外から人を惹きつける都市空間の形成を図ります。

沿道の立地を生かした都市型複合市街地

○小・中学校や住宅などの居住環境に配慮した計画としながら、幹線道路沿道を生かしたにぎわいと風格のある路面店の商業機能などの土地利用を誘導します。

○赤坂通り沿道（乃木坂）では、街並みの連続性に配慮した市街地の形成を図ります。

多様なライフスタイルに対応できる複合市街地

○赤坂通り沿道の後背地については、地域の個性に配慮した居住・業務・商業などの土地利用を誘導し、それらが共存する複合市街地の形成を図ります。

○本地区内部のうち、高橋是清翁記念公園より東部かつ青山通りエリア周辺の南側においては、居住・業務と、地域の課題を解決する施設等の土地利用を誘導し、それらが調和した多様なライフスタイルに対応できる複合市街地の形成を図ります。

○旧耐震基準と考えられる高経年マンションがあるため、課題の解決に必要な取組を促進します。

落ち着きのある居住環境を有する住宅市街地

○地区の歴史を生かした落ち着きのある良好な住宅地の形成を図ります。

○旧耐震基準と考えられる高経年マンションが立地する区域では、現在の居住環境を維持・保全しながら、課題の解決に向けた取組を促進します。

○特に特別区道第 1042 号線（薬研坂～三分坂）沿道に関しては、西側の住宅地に配慮した計画としながら、安全な歩行環境など地域の課題解決を目的とした複合的な土地利用も推進します。

方針 2 【住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯】多様な世代が安心して快適に住み続けられる生活環境の形成

SDGsのゴールとの関係

居住する世代、家族構成、居住年数にかかわらず、多様な人々が、安心して住まい、便利に生活することのできる環境の形成を図ります。

現況

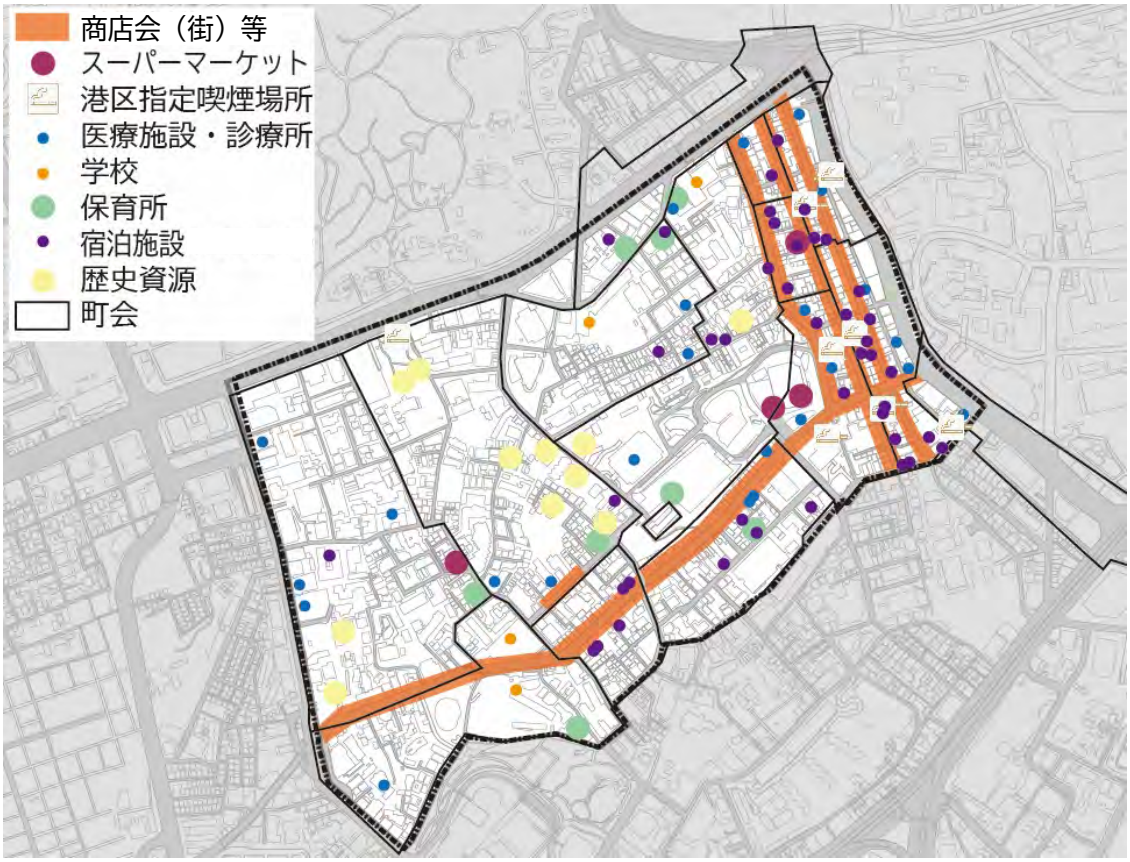

出典：「港区における商店街・商店等実態調査報告書（平成 29（2017）年)」
「港区公共施設案内図（ぐるっとみなと）（令和５（2023）年３月)」
「港区 HP（学校教育・子どもの施設）（令和６（2024）年１月）」
「港区 HP（届出済み認可外保育施設一覧）（令和５（2023）年 12 月)」
「ほいくえ HP（https://childcaresupport.jp/service_hoikue/）（令和６（2024）年１月)」
「みなと医療 BOOK2022 」「赤坂・青山地区防災マップ」
「商店会ヒアリング」
「旅館業施設一覧」（令和５（2023）年２月 28 日現在）を基に作成

○本地区内には、生活利便施設（スーパー、医療施設等）が少なく、アンケートでは、地区全体的に充足状況に不満が多くなっています。

○本地区、港区全体とも昼夜間人口の差が大きく、夜間人口に対する昼間人口の割合は本地区では５倍程度、港区では４倍程度となっています。

○本地区内の犯罪件数は近年減少しており、以前と比べ、治安が良くなっています。

○本地区内には、港区指定喫煙場所が不足しています。

取組方針

①赤坂の伝統や文化を生かした活気あふれる地域コミュニティの維持・発展

○赤坂地域で受け継がれている伝統的な行事やイベントの継承・継続のため、居住者と来街者のコミュニティや、新たに居住者となった人との地域コミュニティの醸成に寄与するイベントの開催を促進します。

○赤坂秋まつりや茜まつりなど、商店会の魅力を発信し、住民との交流促進につながる商店会での取組を支援します。

事例紹介

地域コミュニティの維持・発展に資する取組

地元商店会による

赤坂商店街協議会の主催による赤坂秋まつり

○赤坂商店街協議会（赤坂みすじ通り会/赤坂通り商店会/赤坂一ツ木通り商店街振興組合）の主催により、赤坂一ツ木通りや赤坂中ノ町小路などでお祭りが開かれます。

○赤坂秋まつり 2023 は、赤坂氷川祭とあわせて開催され、数多くの出店が一堂に集結しました。

▲出店が多く出てにぎわう通り（赤坂秋まつり 2023）

▲赤坂秋まつり 2024 のちらし

事例紹介

商店会と㈱ＴＢＳの取組

住民との交流促進につながる

地元商店会と㈱ＴＢＳの主催によるサカス広場での茜まつり

○赤坂サカスの開発により創出されたサカス広場を使用して、５～６月頃に行われています。

○ランニング教室、ゆるキャラクイズなどの子ども向けブースや、食べ物のブース、物産展などがたくさん並び、地域の方が楽しんで参加されています。

▲ステージに人が集まる様子

▲茜まつりのちらし

②都市における日常生活の安全・安心の確保

○地域住民、商店会、地元企業等が連携した、防災訓練、違法看板の地域パトロールの実施などによる治安の良い生活環境を向上します。

○防犯性を向上させるため、建物の建替え等にあわせて、オープンスペースなどでは周囲からの見通しの確保を促進します。

○屋外における受動喫煙防止のため、主に商業地域を対象に、分煙効果が高い屋外密閉型喫煙所・屋内喫煙所の整備を推進します。

取組紹介

地域の安全・環境美化に資する取組

赤坂青山 美しいまち マナーのまちキャンペーン（クリーンキャンペーン）

○赤坂・青山地域では、行政、町会・自治会、商店会、地元企業が一丸となって、地域の安全・環境美化に継続的に取り組んでいます。その取組の一環として、「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン（クリーンキャンペーン）を行っています。

○令和５（2023）年度は、赤坂駅では２回、赤坂見附駅では３回行われ、毎回２５団体以上が参加します。

▲クリーンキャンペーンの様子（赤坂見附）

事例紹介

日常生活の安全・安心につながる地域の取組

赤坂地区環境浄化・暴力団排除協議会の活動

○安全で安心して過ごせる赤坂のまちをつくるため、定期的な防犯パトロール活動等に取り組んでいる団体です。

○地元商店会が中心となり・町会・地域団体・行政など複数の組織が相互に連携を保ち、継続的に活動を行っています。

▲暴力団排除パトロールの様子

事例紹介

まちづくり組織による生活環境維持の活動

港区まちづくり条例に基づくまちづくり組織「赤坂通りまちづくりの会」の活動

○赤坂通りまちづくりの会では、「人に優しい素敵な都市空間づくり」「安全で安心できる居住環境を、みんなで守れるまちづくり」「まちの歴史や文化を大切にして、世界に誇れるまちにしましょう」
を地区まちづくりビジョンに掲げています。

○赤坂通りの違法看板・駐輪パトロールなど様々な活動に取り組んでいます。

○また、近隣で建築計画がある場合には、より良い街並み形成のため建築主等と意見交換を行っています。

まちづくり組織の活動について
[各組織の区域・ビジョン等]／港区

制度紹介

喫煙所整備に係る助成制度

屋内喫煙所設置費等助成

○港区では、受動喫煙防止のための喫煙場所を整備することにより、区民の快適な生活環境を実現するため、一般開放可能な屋内喫煙所（コンテナ型など屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所を含む。）を設置する建築物の所有者等の方に、屋内喫煙所の設置費及び維持管理費を助成します。

【助成金額】

経費区分	助成の上限額
設置に関わる経費	200～1,000 万円 （面積等により）
維持管理に関わる経費	150 万円/年

屋内喫煙所設置費等助成／港区　QR code

③多様な世帯が住み続けられる居住環境づくり

○住宅（マンション等）の耐震化の促進を図るため、引き続き、耐震アドバイザー無料派遣、建替え・改修計画案等作成の費用助成等の支援、かつ、木造住宅を対象にした無料耐震診断の支援を行っていきます。

○開発事業等にあわせ、地域住民が憩い、交流し、子育て世代も利用できる、ゆとりあるオープンスペースの整備を促進します。

○スーパーなどの生活利便施設等が本地区内に確保されるよう適切に誘導することにより、地域住民や働く人々にとっての利便性・快適性の向上に努めます。

関連計画等
・港区住宅基本計画
・港区耐震改修促進計画
※関連計画等の詳細は、右の二次元コードからご確認いただけます。　QR code

方針 3 【道路・交通】安全で快適な歩行者中心の交通環境の整備とにぎわい空間における回遊性の向上

SDGsのゴールとの関係

住宅地と商店街間の移動、住宅地から本地区外周部の地下鉄駅への移動など、誰もが安全に通行でき、快適な歩行者・自転車の交通環境を整備します。

現況

■道路

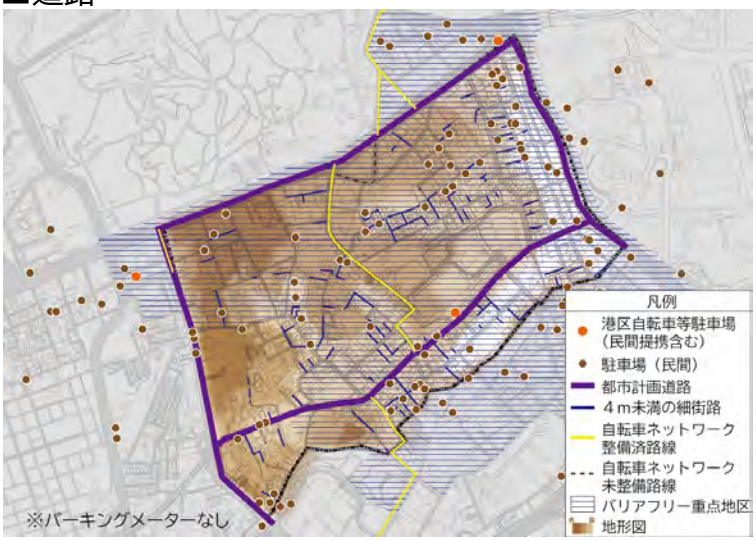

出典：「港区街づくり事業概要（令和４年度）」
「S-park（公益財団法人東京都道路整備保全公社）HP」
「東京都都市整備局 HP」「警視庁 HP」
「港区指定道路図」「港区自転車通行空間整備計画」（令和５年）
「港区バリアフリー基本構想（令和３年）」を基に作成

○本地区内には４m未満の細街路や行き止まり道路が多くなっています。

○歩道が確保された道路が少ないことに加え、高低差があり、バリアフリー化への対応が課題となっています。

○自転車ネットワークが一部未整備です。

■公共交通等

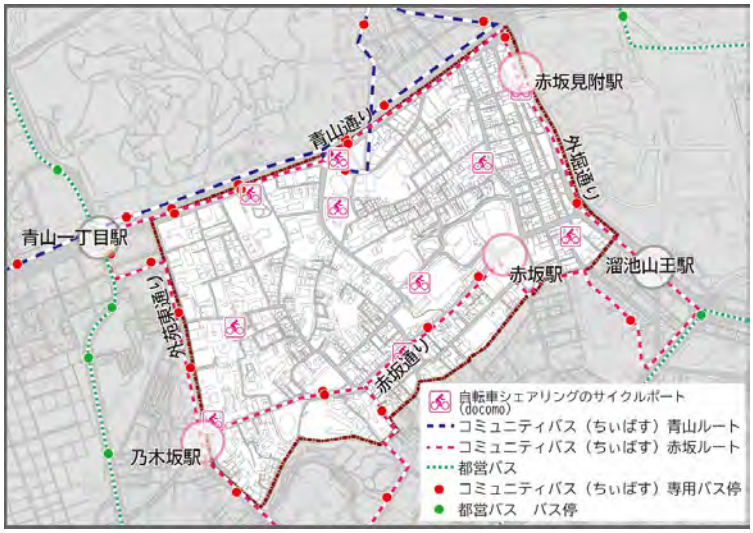

出典：「港区総合交通計画」（令和５年４月）
「フジエクスプレス HP（ちぃばす路線図）」
「東京都交通局 HP」「港区公共施設案内図（ぐるっとみなと）」
を基に作成

○本地区を囲うように東京メトロ銀座線、丸ノ内線、半蔵門線、千代田線、都営地下鉄大江戸線が通っており、赤坂見附駅、赤坂駅、乃木坂駅があります。

○サイクルポートが本地区内に 10 か所あります。

○青山通り、赤坂通り等の幹線道路を中心に港区コミュニティバス「ちぃばす」（青山ルート、赤坂ルート）が運行しています。

▲港区コミュニティバス「ちぃばす」

取組方針

①利便性が高くバリアフリー対応の歩行者ネットワークの形成

○住宅地と商店街間の移動、住宅地から本地区外周部の地下鉄駅への移動など、誰もが安全で快適に通行できる本地区内の歩行環境を確保するため、民有地と歩道が一体となった、ゆとりのある歩行者空間を形成します。

○地下鉄駅や高低差のある地形を有する地域においては、民間敷地とも連携したバリアフリーネットワークを形成します。

○公園や民有地内のオープンスペースなどをネットワーク化することで、歩行者の回遊性の向上を図ります。

■歩行者ネットワーク概念図

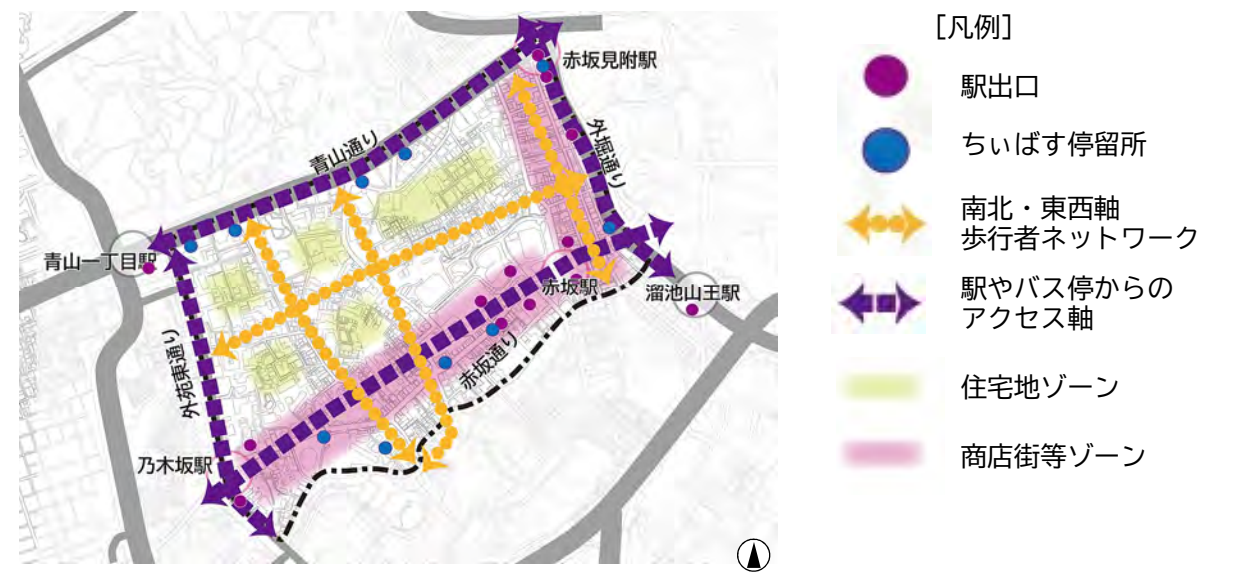

▲高低差を解消するバリアフリー対応の歩行者専用通路
（左：赤坂サカス、右：赤坂四丁目薬研坂北地区・南地区第一種市街地再開発事業）

事例紹介

歩道と段差なく利用できる歩道状空地

アクシア青山（赤坂八丁目(外苑東通り)）

○総合設計制度による建築物の敷地内において道路沿いに歩道状空地を設け、公共用地（歩道）だけでは足りない歩行空間を補完しています。また、高木も設置され、道路を生かした緑のネットワークにも寄与しています。

②人にやさしく地域の実情に応じた交通環境の整備

○幹線道路による交通の円滑化により、本地区内部は歩行者優先の交通環境を整備します。

○自転車ネットワーク路線においては、自転車・歩行者ともに安全に通行できる空間を目指し、快適な自転車の利用環境形成に向けて自転車走行空間の整備を推進します。

○歩行者交通をサポートする自転車シェアリングポートの充実など、本地区内の交通利便性の向上を図ります。

○放置自転車が多く、区営の自転車等駐車場がない地域では、みんちゅう SHARE-LIN(※)や民間の事業者と連携した自転車等駐車場の設置を検討するなど、放置自転車対策を推進します。

■自動車等ネットワーク概念図

制度紹介

港区提携自転車等駐車場

※港区提携 みんちゅう SHARE-LIN 自転車駐車場（赤坂五丁目）

○みんちゅう SHARE-LIN とは、1 台でも自転車が停められるスペースを持っている土地所有者と、駐輪場を必要としている人とをスマートフォンアプリを介して結びつけるサービスです。

○ＴＢＳホールディングスは令和４（2022）年 12 月に港区と、赤坂地区の発展に関する連携協力協定を締結しています。

○ＴＢＳが所有する敷地内に一般利用が可能な自転車等駐車場を整備することで、赤坂地区の放置自転車対策に寄与しています。

駐輪場シェアサービス
みんちゅうSHARE-LIN

QR code

計画紹介

安全・安心な自転車通行空間・通行環境づくり

港区自転車通行空間整備計画

○港区では、自転車を利用する全ての人々が、出発地から目的地まで、安全・安心で快適につながる「自転車通行空間・通行環境づくり」の一環として自転車通行空間の整備を早期に実現するため、港区自転車通行空間整備計画を策定しました。

○本地区では、特別区道第 1042 号線（薬研坂～三分坂）や幹線道路を中心に自転車ネットワークに位置付けられています。赤坂地区総合支所周辺の区道は、自転車ネットワークが未整備となっています。

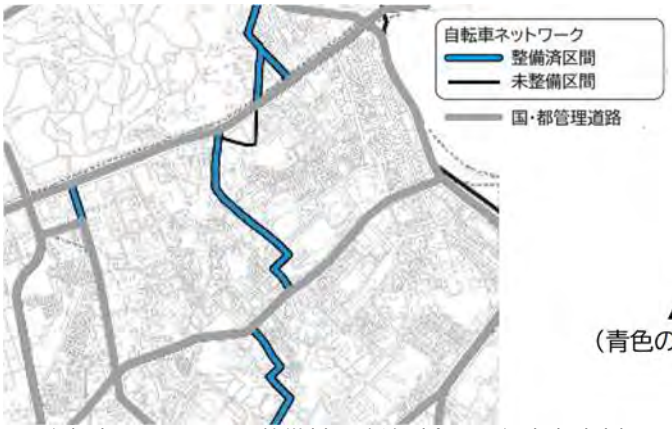

▲自転車ネットワーク整備対象路線（令和３年度末時点）

▲歩行空間と分離した自転車通行空間
（青色の矢羽根型路面標示）（特別区道第 1042 号線）

港区自転車通行空間
整備計画／港区

QR code

③楽しく歩ける環境の整備

○赤坂見附駅周辺に位置する区道では、飲食店舗などの多くの路面店が立地する３本の南北道路を中心に、面的界隈性を有するにぎわいの形成を図ります。また、東西歩行者回遊軸（通路）を強化することで、人々が自由に楽しく回遊できる環境形成を促進します。

○多くの人が行き交う駅周辺を中心に、人々の回遊性を向上させるような案内サインの充実や誰もが快適に歩ける歩行空間の形成を推進します。

■方針図（道路・交通）

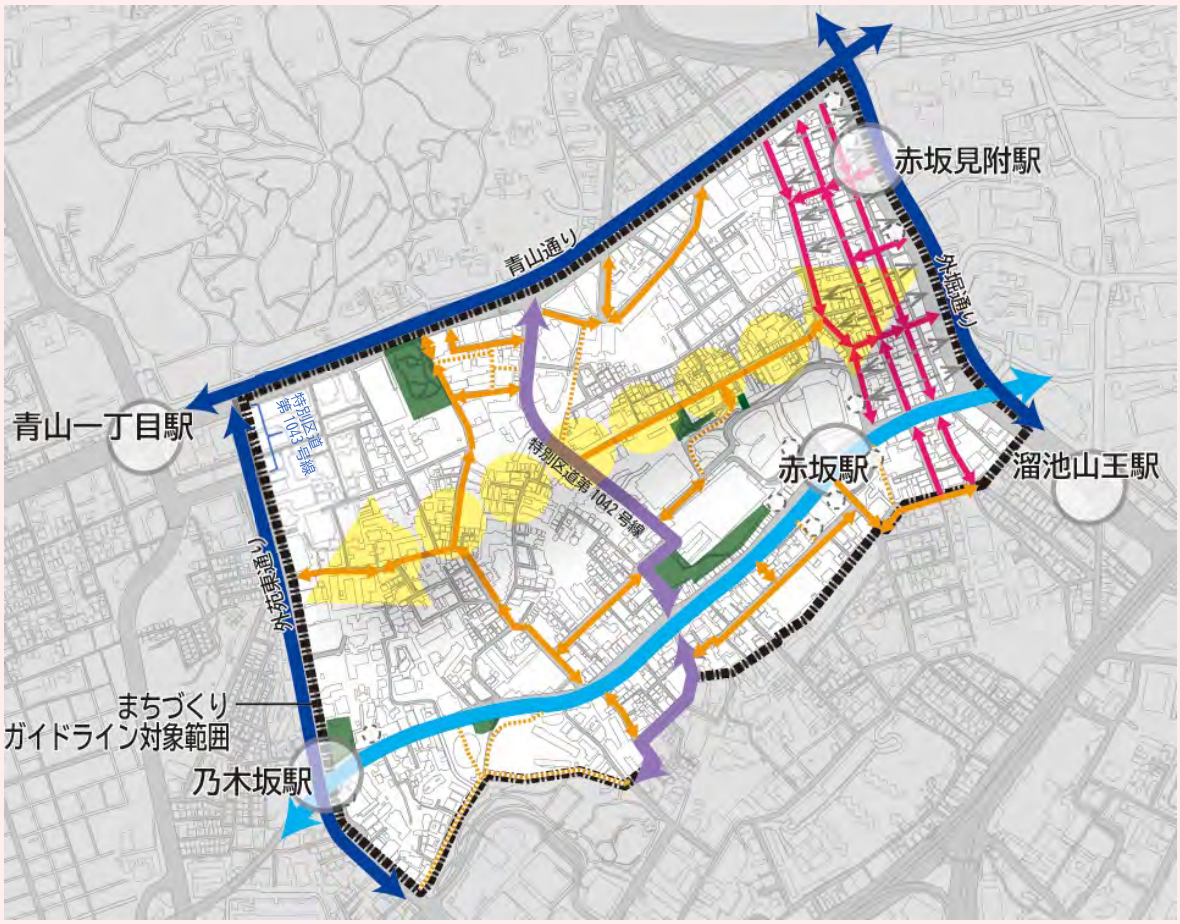

広域幹線道路
地区幹線道路
主要区画道路
東西の歩行者ネットワークの強化（イメージ）
駅出入口
地域の人が利用している道路（矢印の向きは一方/相互通行を示す）
地域の人が利用しているにぎわい道路
地域の人が利用している道路/通路（歩行者専用道路(区道)/歩行者専用通路）
商店街間の東西歩行者回遊軸(通路)の強化（イメージ）

広域幹線道路：主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路
（おおむね２車線以上の広幅員道路）

○民有地と歩道の一体的な整備を推進し、快適で質の高い歩行者空間を確保します。（特別区道第 1043 号線は一部 1 車線ですが、都道と連続する短区間のため、広域幹線道路とします。）

地区幹線道路：広域幹線道路を結び補完する、地区の骨格を形成する道路

○民有地と歩道の一体的な整備を推進し、歩行者にとっても自転車にとっても安全で快適な楽しく通行できる空間を目指します。

主要区画道路：相互通行で歩車道の区別がある生活関連経路に位置付けられた主要な区画内道路

○地域の人の車両が通る軸であるという位置付けの道路であるとともに、自転車・歩行者にとっても生活の軸となる道路であることから、安全で快適に通行できる空間を目指し、歩行者ネットワークの骨格を形成する路線として位置付けます。この道路は、本地区より南側は檜町公園の脇を通って外苑東通りまで抜けることができる道路となっています。

○安全で快適な歩行者空間を目指し、歩道状空地の整備、無電柱化、自転車が通行できる空間、民有地と連携したバリアフリー及び沿道緑化を推進します。

地域の人が利用している道路：本地区の歩行者ネットワークを形成する区道）

○歩行者ネットワークとして位置付ける路線であり、歩行者の安全性に強く配慮し、歩道状空地の整備に併せ、電線がある路線においては無電柱化を検討します。自転車ネットワーク路線においては、自転車・歩行者ともに安全に通行できる空間を目指し、自転車走行空間の整備を推進します。

地域の人が利用しているにぎわい道路：地域の人が利用している道路のうち、さらににぎわい形成を強化する区道

○赤坂見附駅付近の区道は、歩行者を中心とした面的界隈性を形成する重要な道路であるため、さらなるにぎわい形成につなげるための整備を検討し、歩いて楽しいにぎわいづくりを強化します。

商店街間の東西歩行者回遊軸（通路）の強化：

○南北の商店街の通りのにぎわいが連続した歩行者にとって快適で魅力ある通路を東西方向に位置付けて設けるなど、商店街間の東西歩行者回遊軸（通路）の強化をめざします。これにより、界隈性のある商業地の形成につなげます。

東西の歩行者ネットワークの強化：

○本地区全体として南北の歩行者ネットワークに対し、東西の歩行者ネットワークが不足しているため、「東西の歩行者ネットワークの強化」を設定し、ネットワークの形成を推進します。また、歩行者環境における地形の高低差を解消するバリアフリーの取組を推進します。

関連計画等

・港区自転車通行整備計画　・港区総合交通計画

・港区バリアフリー基本構想

※関連計画等の詳細は、右の二次元コードからご確認いただけます。

QR code